

雇用保険法等の一部を改正する法律により、本年8月1日から地方公務員等共済組合法の一部が改正されました。

1 介護休業手当金の給付割合の改正

| 改正後    | 改正前    |
|--------|--------|
| 67/100 | 40/100 |

(注) 改正後の率(67/100)は、平成28年8月1日以降に開始する介護休業が対象となります。

2 育児休業手当金の給付上限相当額の変更

| 給付割合   | 変更後     | 変更前     |
|--------|---------|---------|
| 67/100 | 12,927円 | 12,982円 |
| 50/100 | 9,647円  | 9,688円  |

(注) 給付上限相当額を超える標準報酬の等級及び標準報酬の月額

第24級 440,000円

なお、給付割合67/100は、育児休業開始から180日間に限ります。

3 介護休業手当金の給付上限相当額の変更

| 給付割合   | 変更後     | 変更前    |
|--------|---------|--------|
| 67/100 | 12,927円 | 7,750円 |
| 40/100 | 7,718円  | 7,750円 |

(注) 給付上限相当額を超える標準報酬の等級及び標準報酬の月額

第24級 440,000円